

2. 所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

(所長の責務)

第 7 条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第 8 条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより保安の維持の確保に努めなければならない。

(危険物取扱者の職務)

第 9 条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行う他、この規程に定める危険物の貯蔵及び取り扱い作業の安全を確保しなければならない。

2. 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(従業員の遵守事項)

第 10 条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取り扱い作業および危険物施設の維持に努めなければならない。

第 3 章 危険物の貯蔵および取扱の基準等

(貯蔵および取扱基準)

第 11 条 危険物を貯蔵し又は取り扱う場合においては消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。

給油又は注油を行うときは、必ず客等が求める油種を確認するとともに、その場を離れないこと。

移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認し、危険物がもれ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。

みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。

危険物を給油または積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。

灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。

給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第12条 給油または注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

給油または注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係がないものをもっぱら対象とするような業務を行わないこと。

休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーンなどを展張すること。

所内にいる客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

(駐車)

第13条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除きあらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第4章 点検及び検査その他の安全管理

(危険物施設の点検)

第14条 危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しなければならない。

- 2.()を点検責任者として定め前項の点検を実施しなければならない。
- 3.点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示する等適切な処置を行うとともに、所長に報告して修理等を行わせるようにしなければならない。

4. 第1項の規程により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを保存しなければならない。

(改修、補修)

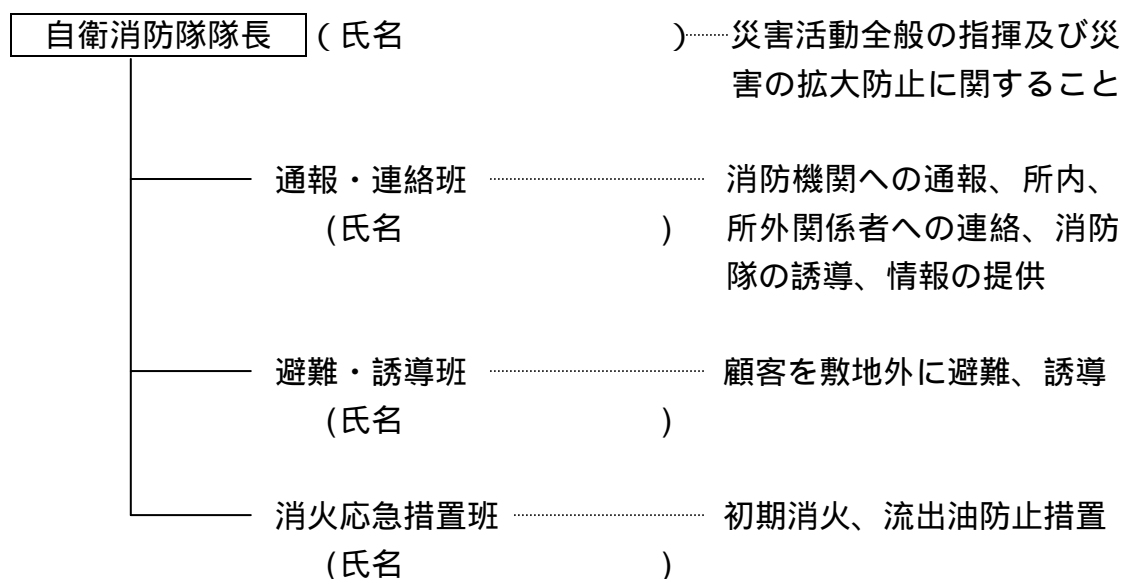
第15条 危険物施設の改修、補修工事等を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

2. 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わなければならない。

第5章 火災等の災害時の措置

(自衛消防隊)

第16条 所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、次のとおりとする。



(消火活動等)

第17条 消火活動等は次により行わなければならない。

火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急処置を講ずること。

危険物が所外に流出し又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、改修等の応急措置を講ずること。

(地震発生時の措置)

第18条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備・器具の使用を中止しなければならない。

なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行い、安全を確認すること。

第6章 教育及び訓練

(保安教育)

第19条 所長は従業員に対し次により保安教育を実施するものとする。

対象者	実施時間	内容
全従業員	年回	(1) 予防規程の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項
新入職員	配属時	(3) 安全作業等に関する基本的事項 (4) 各自の任務、責任等の周知徹底 (5) 地震対策に関する事項 (6) その他

(訓練)

第20条 訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は ヵ月に1回以上、総合訓練は ヵ月に1回以上とし次により行うこと。

部分訓練は、消火訓練等について行うこと。

総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ総合的に行うこと。